

広島市条例第21号

令和8年3月27日

広島市保健センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保健センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

広島市保健センター使用料及び手数料条例（昭和25年4月4日広島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 証明書交付手数料

1通につき 370円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った健康診断に係る普通診断書料及び特別診断書料については、なお従前の例による。